

平成29年7月31日

## 登録美術品の登録について

この度、「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づき、3件の美術品が登録美術品として登録されましたので、お知らせします。

詳しくは、別添1「今回の登録美術品について」を御覧ください。

なお、今回登録される3件の美術品はそれぞれ、ふくやま美術館、埼玉県立近代美術館、東京国立博物館において公開される予定です。

### ○登録美術品制度について（詳細は別添2）

本制度は、「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づくものであり、個人や法人が所有する優れた美術品を文化庁長官が登録美術品として登録し、美術館で積極的に公開することにより国民の美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的としています。

所有者には、登録された美術品について、美術館で安全かつ適切な保管がなされることや、美術品による相続税の物納が容易になることなどの利点があり、これまでに72件8,384点の美術品が登録されています。

#### <担当> 文化庁文化財部美術学芸課

課長	圓入 由美（内線 2884）
美術館・歴史博物館室長	山崎 英司（内線 4795）
課長補佐	吉野 孝行（内線 3102）
美術品登録調査官	松本 純子（内線 3152）
振興係長	福島 俊輔（内線 2833）

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-2834（直通）

## 今回の登録美術品について

### 1 所有者：

下記①：株式会社 小松安弘興産

下記②：株式会社 丸沼倉庫

下記②：個人

### 2 登録日：平成29年7月31日

### 3 公開美術館（予定）：

下記①：ふくやま美術館（広島県福山市）

下記②：埼玉県立近代美術館（埼玉県さいたま市）

下記③：東京国立博物館（東京都台東区）

※公開のスケジュールは同館において決定されます。

### 4 登録美術品の概要：

	登録 番号	美術品の名称	種類	制作時期	員数
①	73	かたな むめい でんながよし 刀 〈無銘 伝長義〉	工芸品	南北朝時代 (14世紀)	1口
②	74	ノルマンディーの風景 ふうけい	絵画	1854年— 1857年頃	1点
③	75	しほんきんじちやくしよらくちゆうらくがいず ろつきよくびようぶ 紙本金地著色洛中洛外図 〈六曲屏風〉	絵画	江戸時代 (17世紀)	1双

## 【登録番号73】

作品名： 刀 <sup>かたな</sup> <無銘 伝長義 />

員数： 1口

法量・形状等： <sup>しのぎづくり</sup> 鑄造, <sup>いおりむね</sup> 庵棟, <sup>おおすりあげ</sup> 大磨上, <sup>めくぎあな</sup> 無銘, 目釘孔 3

法量 長さ 71.1cm, 反り1.6cm

制作時期： 南北朝時代 (14世紀)

制作者： 伝 <sup>びぜんのかにおさふねながよし</sup> 備前国長船長義

### 説明：

本作は、南北朝時代に備前長船鍛冶<sup>かじ</sup>を代表する刀工であった長義の作と伝えられる作品である。長義は相模国<sup>さがみのくに</sup>の作風を取り入れたことから、相伝備前<sup>そうでんびぜん</sup>と称された。

<sup>しのぎづくり</sup> 鑄造で身幅<sup>みはば</sup>は広く、やや延びた中<sup>ちゆうきつさき</sup> 鋒<sup>かさね</sup>で、重<sup>そ</sup>は厚く、反りはやや深い豪壮な姿を示す。本来は現状より長い太刀であったが、<sup>た</sup>大磨上<sup>おおすりあげ</sup>により無銘の刀となっている。

<sup>きたえ</sup> 鍛<sup>いた</sup>は肌立つ板目肌<sup>めはだ</sup>で、地景<sup>ちけい</sup>を交え、全体<sup>じにえ</sup>に地沸<sup>うつ</sup>がつき、淡く映<sup>は</sup>りが立<sup>もん</sup>つ。刃文<sup>ちようじ</sup>は丁子<sup>ていし</sup>を主体に、互<sup>ぐ</sup>の目<sup>め</sup>、尖<sup>とが</sup>り刃<sup>ば</sup>を交え、足<sup>あし</sup>・葉<sup>よう</sup>が入<sup>こ</sup>り、小沸<sup>こにえ</sup>がよくつき、砂流<sup>すなが</sup>しや金筋<sup>きんすじ</sup>が入る変化に富<sup>ほう</sup>んだものである。帽子<sup>ぼうし</sup>は乱れこみ、先<sup>さき</sup>が尖<sup>とが</sup>って返<sup>かえ</sup>る。また、表裏<sup>へうり</sup>に棒樋<sup>ぼうひ</sup>が搔<sup>か</sup>き通<sup>と</sup>されている。

これらは相伝備前の長義の典型的な作風であり、無銘ながら、出来の優れた作品といえる。また研ぎ減りも少なく、地刃<sup>じば</sup>とも状態が頗る健全であることは特に貴重である。

なお、本作は福山藩主阿部家伝来と伝えられるものである。

本作は、無銘ながら、南北朝時代の長船派の刀工の手になる優作として価値は高い。



## 【登録番号74】

作品名： ノルマンディーの風景

員数： 1点

法量・形状等： 油彩、<sup>いたえ</sup>板絵、額装

寸法 カンヴァスサイズ 34.5cm × 57.5cm

画面右下に「E. Boudin」のサインあり

制作時期： 1854年—1857年頃

制作者： ウジェーヌ・ブーダン Eugène Boudin (1824—1898)

説明：

本作品は、19世紀のフランスの画家で、外光のもとで描いた風景画を数多く残すウジェーヌ・ブーダン(Eugène Boudin)の作品である。

ブーダンは、1824年フランス北西部のセーヌ川に位置するオンフルールに生まれ、対岸の港町ル・アーヴルで育った。水夫の父を持ち、自身は印刷屋の店員を経て、知人と共同で画材兼文房具店を開業している。この文具店には、ミレーやトロワイヨン等の多くの芸術家が訪れており、彼らとの交流を通して、ブーダンは本格的な画家を志すこととなる。彼は特定の師のもとでアカデミックな教育を受けることなく、ほぼ独学で画家となり、戸外の外光のもとで自然から直接描くことを重視した。

1859年にはサロンに初めて出品して、フランスの美術業界に広く知られることとなる。1860年代からは海辺の風景を数多く手がけ、「海景の画家」と称された。柔らかな光と揺らめく大気の中、さざめく波や水平線の向こうの空といった時間とともに微妙に変化してゆく自然の事象を追及し、また海辺にたたずむ人々を純粋色で斑点のような荒いタッチで表現した。こうした制作態度と印象派へもたらした影響から、ブーダンは、印象派の先駆的存在と評価されている。

本作は、板を支持体とした油彩画で、画面右下に「E. Boudin」のサインがある。パリ留学から帰郷した1854年～1857年頃に制作されたと考えられる作品で、穏やかな田園風景を主題とする。なだらかな田園の遠景に特徴的な樹形の木々や家屋を配し、手前には水面に樹木や空を映す小川、中景右よりに豊かな枝ぶりの樹木とその木陰の人物、そしてその奥に2頭の牛を描く。田園風景は丁寧に緻密に描かれているが、画面上半分以上を占める空の描写は大胆かつ軽快で、青空を横切る雲に躍動感がある。

ブーダンは、幼少年期をル・アーヴルで過ごしたクロード・モネと出会い、モネに外光のもとで自然を描くことを勧め、モネの芸術的志向に影響を与えた人物としても広く知られている。

本作は、モネが17歳で描いた《ルエルの眺め》(1858年、登録美術品第9号)の風景と、小川や木の茂み、川辺の草花の植生等、複数の類似性が指摘されており、ブーダンとモネとの関係性を考える上でも貴重な作品といえる。

本作は、ブーダンが広く美術業界に知られるようになる以前の30歳代前半に描かれた希少な初期作品であり、印象派へ与えた影響を検討する上でも学術的に貴重な作品である。



## 【登録番号75】

作品名： 紙本金地 着色 洛中洛外図〈六曲屏風〉

員数： 1双

法量・形状等： 紙本金地 着色，屏風装

寸法 各隻 150.5cm × 349.0cm

制作時期： 江戸時代(17世紀)

制作者： 不明

説明：

洛中洛外図は、京の洛中(市街)と洛外(郊外)を一望のもとに俯瞰的に表現し、多くは屏風形式で作成されたもので、室町時代後期より江戸時代中期にかけて盛んに制作された。社寺仏閣等の京の名所や公武の邸宅、商家の家並みの合間に、あらゆる階層の人々の生活や風俗を密画的手法で表現する。また、金雲によって画面を分節しながら空間構成しつつ、四季の移ろいを表す自然の景観や行事・祭礼を同時に表現する。

本作は、右隻に方広寺大仏殿や祇園会のにぎわいを、左隻に二条城行幸の還御の様子を描く。建物や町並みを詰め込まずに限定されたモチーフを配置し、人々の活動する様を比較的大きめに詳細に描く。穏やかで曲線的な人物描写は、近世初期風俗画として見どころがある。特に、祇園会の描写は優れており、山鉾の内の囃子方や鉾を力強く曳く町衆、音頭取り、山鉾を見上げる見物の人々等が丁寧に描かれている。また、右隻の五条河原には巴紋の櫓幕をあげた歌舞伎小屋が、四条河原にも2つの歌舞伎小屋が描かれ、うち下り藤紋の櫓幕を施された小屋には、「定ふたい」と墨書が施されていることから、当時既に常設舞台小屋による歌舞伎興行が行われていたことがうかがえる。

また、清水寺の桜花や四条河原での水遊び、6月に開催される祇園会等、右隻には春夏の風景が描かれ、左隻には、紅葉や雪をいただく木々等、秋冬の風景が描かれている。

金雲は類型化したパターンとなっているが、右隻第1扇の金雲は別趣の形状で、大部分が金箔地で覆われ、後に改変が施されたことが看取される。また、画中には寺社名等の書き込みと貼り紙があるが、貼り紙は後に施されたものと考えられる。

本作は、寛永3年(1626)の後水尾天皇の二条城行幸が記憶にとどめられていた寛永初期頃に制作されたと考えられる作品である。また、描かれた景観は元和～寛永初期頃と考えられる。

洛中洛外図は、江戸時代に入ると屏風が小型化し、構図も固定化、四季的要素も薄くなってゆくが、本作は比較的制作時期が早めのものである。本作は、洛中洛外図の一定型として、また近世初期風俗画として学術的価値がある。



(右隻)



(左隻)





## 制度発足の経緯

近年、我が国において美術に対する人々の関心が高まり、美術館が増加するとともに、美術館を訪れる人数も増加している。一方、国内には優れた美術品が数多く存在すると思われるが、それらがすべて美術館において一般公開されているわけではなく、必ずしも十分に活用されないままになっていると思われる。

このような状況を踏まえ、国民の優れた美術品を鑑賞する機会の拡大を目的として、平成10年6月に「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」が公布され、同年12月の施行により登録美術品制度が発足した。これまでに72件（8,384点）の美術品が登録された。（平成29年7月末現在）

なお、登録美術品制度の特例措置である相続税について、平成18年に初めて登録美術品で物納がなされた。また、平成24年にも2例目となる物納が行われている。登録美術品であった作品は物納後、引き続き契約美術館において公開され、活用が図られている。

## 制度概要

優れた美術品（※1）を文化庁長官が登録し、美術館（※2）において公開することにより、国民の優れた美術品を鑑賞する機会の拡大を促進する。

### (1) 美術品の登録

美術品の所有者からの登録の申請に基づき、文化庁長官が有識者の意見を聴取した上で登録の可否を決定。

### (2) 登録基準

「重要文化財に指定されたもの」若しくは、「世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するもの」のいずれかに該当するもの。後者については、「我が国の国立美術館・博物館のコレクションの主要な部分を構成しうる価値を有する」作品。

### (3) 登録美術品公開契約の締結

所有者は、登録美術品を公開する美術館と「登録美術品公開契約」を締結。契約は5年以上にわたって有効であること及び一方的に解約できないこと等を規定。（寄託よりも安定した公開が可能）

### (4) 相続税の物納の特例措置

相続税を納付する際、登録美術品による物納を希望する場合は、物納が認められる優先順位が、一般の美術品の第3位から国債や不動産と同等の第1位となり、物納が容易となる。

（※1） 絵画、彫刻、工芸品のほか書籍、典籍、古文書などの文字資料、考古資料、歴史資料など

（※2） 博物館法で規定する登録博物館及び博物館相当施設のうち美術品の公開及び保管を行うもの

## 登録美術品の利点

### (1) 所有者の利点

#### ①美術品を「美術品のプロ」である美術館に任せられ、手元に置いておくより安心

美術品所有者はこの登録美術品制度により、登録美術品を契約美術館において専門家の手により安全かつ適切に保管、管理してもらうことができる。

#### ②相続税の物納の特例措置

登録美術品の所有者が個人の場合は、相続が発生した場合、相続税について、登録美術品で物納しやすくなる。

相続税法上、相続税を金銭で納付することが困難な場合、金銭以外の相続財産で相続税を納付できるものとされているが、その際の優先順位は、

第1順位 国債及び地方債又は不動産及び船舶

第2順位 社債及び株式

第3順位 動産

であり、一般の美術品は第3順位の動産に含まれる。しかし、登録美術品を相続した場合には、一般の美術品とは異なり、物納の優先順位が国債や不動産等と同等の第1順位となり、登録美術品で物納することが容易となる。

### (2) 契約美術館の利点

#### ①安定した公開が可能

公開契約は、5年以上有効でありまた当事者が一方的に解約の申入れをすることができないことから、一定期間所蔵品と同様に安定かつ計画的に管理、保管をすることができる。この点で、通常の寄託契約と大きく異なっている。

#### ②登録美術品が物納された後も継続して公開が可能

登録美術品が物納された後は、国は契約美術館に優先的かつ継続して無償貸与する予定なので、所蔵品と同様に継続して公開することが可能。

## 登録美術品公開までの流れ

美術品所有者が美術館へ相談（公開について、あらかじめ美術館の同意が必要）



美術品所有者から文化庁に申請（美術館の協力を得て申請書作成）



文化庁の審査（文化庁長官が、美術品に関し広くかつ高い見識を有する者の意見を参考に、登録の可否を決定）



登録の可否を申請者に通知



登録美術品所有者と美術館で公開契約の締結（登録通知を受けた日から3か月以内）



登録美術品の公開（国民の美術品を鑑賞する機会の充実）

●文化庁ホームページ 登録美術品制度の御案内

[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan\\_hakubutsukan/torokubijutsuseido/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/torokubijutsuseido/)